

- 目次
- ①【お知らせ】 最近の法改正等の情報
: 第10次改正 食品表示基準のQ&A
 - ②【事故予防】 近年の回収事故から学ぶ: 表示ラベルの貼り間違い
 - ③【案内】 基本を知る: JASマークについて
 - ④【Q&A】 疑問をほぐす: すりおろしの表示について
 - ⑤【コラム】 ちょっと深く、考える: 農産物漬物の内容量の改正理由
 - ⑥【シリーズ】 海外編No.6: Country of origin labelling system Q&A(原原-28)

【最近の法改正等のお知らせ】 最近の気になる改正等の情報

◆第10次改正 食品表示基準Q&Aについて（令和2年3月27日消食表第90号）
主たる改正内容：精米時期等に伴う改正 適用：令和2年3月27日

■1. 新設のQ&A 8つ

生鮮： （生鮮－34）しいたけ（菌床栽培）の原産地
アレルギー： （E－11）特定原材料「落花生」の表示
（E－20）複合原材料の「その他」のアレルギー表示
原原： （原原－14）まとめ書きの原材料の原産地表示
玄米精米： （玄米精米－2）精米年月旬表示の効果
（玄米精米－5）年月旬の具体的表示
（玄米精米－36）旧米袋の猶予期間
（玄米精米－37）事項名「精米年月日」と精米年月旬表示

■2. (答)に新設があるQ&A 2つ

製造者固有記号：（固有記号－45）廃止の届出と同時手続き完了
原原（別表15）：（問5－1）蒸し製玉緑茶、釜炒り製玉緑茶、抹茶、粉末茶、等
原原： （原原－42）中間加工原材料の枠外製造地表示

消費者庁HP食品表示に関するお知らせから抜粋

※続きはPage 1-2, ~1-5（会員）で記載しています。

【近年の回収事故の分析】 2020年5月～2020年6月から抜粋

商品表示ラベルの貼り間違いによる回収事故

事件	時期	回収内容
神奈川県のスーパーマーケットで製造した惣菜のラベル間違い	2020. 5. 12	「子持ちししゃも唐揚げ」に「子持ち焼きししゃも」の商品表示ラベルを誤って貼付したことによる、アレルギー「小麦」「大豆」の表示欠落。
福岡市のスーパーマーケットで製造した弁当のラベル間違い	2020. 6. 2	「炭火焼とり親子丼」(と表示された「炭火やきとり丼(醤油たれ)」)に、アレルギー「乳」「りんご」の表示ミスがありました。
横浜市のスーパーマーケットのインスタ加工で惣菜のラベル間違い	2020. 6. 17	「サロベツ厳選牛乳クリームコロッケ(コーン)」の表示が誤貼付された「サロベツ厳選牛乳クリームコロッケ(かに)」にて、アレルギー表示「かに」「鶏肉」「豚肉」の表示が漏れていた為。
横浜市のスーパーマーケットのインスタ加工で惣菜のラベル間違い	2020. 6. 22	「ジェノベーゼ風コロッケ(海老入り)」に誤って「二層仕立てのビーフメンチカツ」のラベルを貼り付けし、アレルギーの「えび」「カシューナッツ」が表示から欠落した為。
北海道のコンビニエンスストアのインスタ加工で弁当のラベル間違い	2020.6. 24	店内厨房実施店舗にて、0時～24時の間に販売した店内調理品「ねぎ油香るチャーハン」「ねぎ油香る鶏から入りチャーハン」の一部商品において、誤ったラベルシールを添付していた可能性があった。

※解説は Page 2-2 (会員) で記載しています。

以下の2種類のマークは、特色JASマークに統合されました。

該当する製品については、**令和4年3月31日まで**の間に順次新たなJASマークに移行していきます。

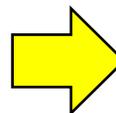
特定JASマーク

特別な生産や製造方法についてのJAS(特定JAS)を満たす食品や、同種の標準的な製品に比べ品質等に特色があることを内容としたJAS(熟成ハム類、りんごストレートピュアジュース等)を満たす食品に付されます。



生産情報公表JASマーク

生産情報公表JASを満たす方法により、給餌や動物用医薬品の投与などの情報が公表されている牛肉や豚肉、生産者が使用した農薬や肥料などの情報が公表されている農産物などに付けられます。



特色JASマーク

相当程度明確な特色のあるJAS規格を満たす製品などに付されます。



JASは、①製品の品質・仕様だけでなく、②製品の生産・流通プロセス、③事業者による製品の取扱方法、④事業者の経営管理の方法、⑤製品の試験方法、など、多様な規格があります。



試験方法JAS:

試験方法JASを使用した試験の結果などに付されます。



JASマーク:成分、性能等の品質についてのJAS規格(一般JAS規格)を満たす食品や林産物などに付されます。



有機JASマーク:

有機JAS規格を満たす農産物などに付されます。有機JASマークが付されていない農産物と農産物加工食品には「有機〇〇」などと表示することができません。

農水省HPJAS規格から抜粋

【Q&A】疑問をほぐす 生鮮と加工の境界線について

【Q98】

生鮮野菜をすりおろした状態の場合は生鮮食品でしょうか。それとも加工食品でしょうか。加工食品としたら、すりおろし工程は加工行為、それとも製造行為でしょうか。下記のとろろと大根おろしの表示において疑問点をご指摘ください。

とろろ表面



大根おろし(表面・裏面)



※ 解答と解説はPage 4-2 (会員) で記載しています。

■農産物漬物の内容量表示が計量法の計量方法を反映した見直しのため変更されました。

農産物漬物の内容量表示を計量法の規定に統一するため、食品表示基準の個別的内容別表第4から「内容量」の基準が削除され、一般の内容量表示となりました。ただし計量法の「農産物漬物の計量方法」が直接適用されるため、従来と大半は変更ありません。

変更点は以下の通りです。

令和2年3月に食品表示基準が改正され、漬物の重量の計量にあたっては、計量法に定めのあるものは、計量法の規定によって行うこととなりました。かぶら千枚漬、だいこん千枚漬で、液汁を除いた計量が必要になるなどの変更があります。計量方法が変わるものは、速やかに対応してください。

表示基準に基づく内容量【現行】		農産物漬物の計量方法【改正後】	
内容量	農産物漬物の種類		計量方法
調味液を含んだ重量	らっきょう酢漬け及びしょうが酢漬け以外の農産物酢漬け類 (薄切り又は細刻若しくは小切りしたもの)	かぶら千枚漬 だいこん千枚漬	液汁は除いて計量する。
調味液及びしそを除いた重量	農産物塩漬け類	しその葉塩漬け	液汁及び塩は除いて計量する。
調味液を除いた重量	農産物こうじ漬け類	野菜のこうじ漬	液汁及びこうじは含んだまま計量する。

※ 解説はPage 5-2～4 (会員) で記載しています。

消費者庁HP食品表示に関するお知らせから抜粋

インバウンドの方に日本の食品表示をご説明できるよう英語で表示を学ぶ。原料原産地表示制度

Q 28 What is a basic labelling method used for the And/Or Labelling?

Answer

1 The And/Or Labelling is a method listing potential supplying countries as countries of origin for the ingredients in descending order by weight based on the past records on ingredients use, whose country names will be connected with “or.”

For example, if labeled “Country A or Country B”

- ① It means the following four approaches as a country of origin: “Country A only,” “Country B only,” “the order of Country A and Country B,” and “the order of Country B and Country A.” This labelling means the use of the ingredient can only be supplied from within the scope of labelled countries. It is not permitted to use an ingredient whose supplying country is not labelled. Therefore, if the actual product includes an ingredient supplied by Country C, the labelling of “Country A or Country B” cannot be used.
- ② This indicates that in the past records on ingredients use, the usage portion of ingredients supplied by Country A is greater than the usage portion of ingredients supplied by Country B.

※ 解説は P a g e 6 - 2 (会員) で記載しています。

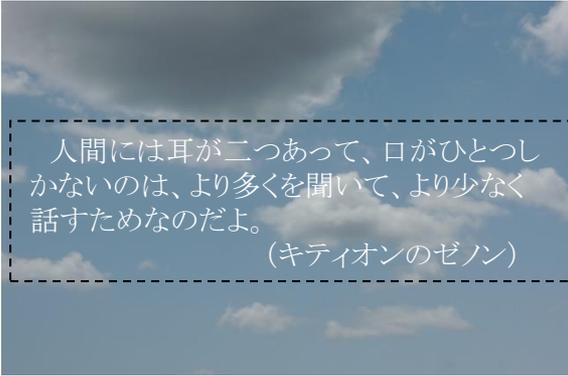
消費者庁HP Countries of origin of ingredients will be listed for all processed foods!資料から抜粋作成

(編集後記) 年会員の会費で当HPが運用されています。年会員限定のサービスを希望される方は、お手数ですがお問い合わせフォームから、年会員(月にコーヒー1杯の価格相当分です)の登録をお願いいたします。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

会員の皆様には実務に役立つ定期機関紙をお送りしております。また、法令等の実務上のご質問も承ります。また、日頃の疑問点の判断資料として当コンサルをご利用くだされば幸甚です。実務上で困った時のご相談もお待ちしております。

2020年(令和2年)も実務に役立つ情報発信をして参ります。

月刊 こう食品法令 【2020年 6月号】



人間には耳が二つあって、口がひとつしかないのは、より多くを聞いて、より少なく話すためなのだよ。

(キティオンのゼノン)

著作権法によりこう食品法令の事前の許可なしに複写・引用等の使用は禁止されています。